

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和4年11月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年1月5日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和 4 年 1 1 月 3 0 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
社会福祉法人山形市社会福祉協議会 福祉推進部 生活福祉課、長寿支援課 こども未来部 保育育成課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市社会福祉協議会運営費補助金に係る会計経理事務において、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給が事務局職員給与規程どおりに計算されず、支給額に不足が生じていた。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会）	1 労務管理について組織的に対応し、チェックの徹底を指導するとともに、該当する職員への未払い分の手当の支給を確認しました。今後、1月からの勤怠管理システム導入にあたり、職員の入力時の再確認を徹底するよう指導しました。
	2 指定管理業務において、次のようなものがあった。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会） (1) 総合福祉センターにおいて、指定管理料で購入した備品について、市への報告を行っていないもの ・ モップハンガー (2) 漆山やすらぎ荘において、再委託業務の相手方との支払いに関する事務が適切に行われず、委託料を支払っていないもの ・ 老人福祉センター漆山やすらぎ荘樹木維持管理業務委託（長期継続契約） (3) 漆山やすらぎ荘において、管理運営業務仕様書に記載された保守点検業務について、定め	(1) モップハンガーについては、適切に対応した旨の報告を受けました。今後、指定管理料で購入した備品については、月別業務報告書に記載の上、市に別途報告するよう指導しました。 (2) 再委託業者から業務完了報告書及び請求書の提出を受け、支払いを行ったことを確認しました。今後は、業務実施時及び年度末に現場担当者並びに本部担当者の二重チェックを行い、支払いが適切に行われるよう指導しました。 (3) 設備運用・保守点検業務について、管理運営業務仕様書に定められた回数を遵守するよう、

	<p>られた回数を行っていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター漆山やすらぎ荘機械保守点検業務（長期継続契約）（うち、ろ過器点検、ポンプ類点検清掃） <p>(4) 漆山デイサービスセンターにおいて、事業報告書に、仕様書で定められている「課題分析と自己評価」の記載がないもの</p>	<p>指導しました。</p> <p>(4) 令和4年度分より事業報告書に「課題分析と自己評価」を記載し、今後記載漏れのないよう指導しました。</p>
	<p>3 総合福祉センター指定管理に係る会計経理事務において、休日勤務手当の支給が事務局職員給与規程どおりに計算されず、支給額に不足が生じていた。（社会福祉法人山形市社会福祉協議会）</p>	<p>3 労務管理について、組織的に対応し、チェック体制の徹底を指導するとともに、該当する職員への未払い分の手当の支給を確認しました。今後、1月からの勤怠管理システム導入にあたり、職員の入力時の再確認を徹底するよう指導しました。</p>